緊急時の組織的対応

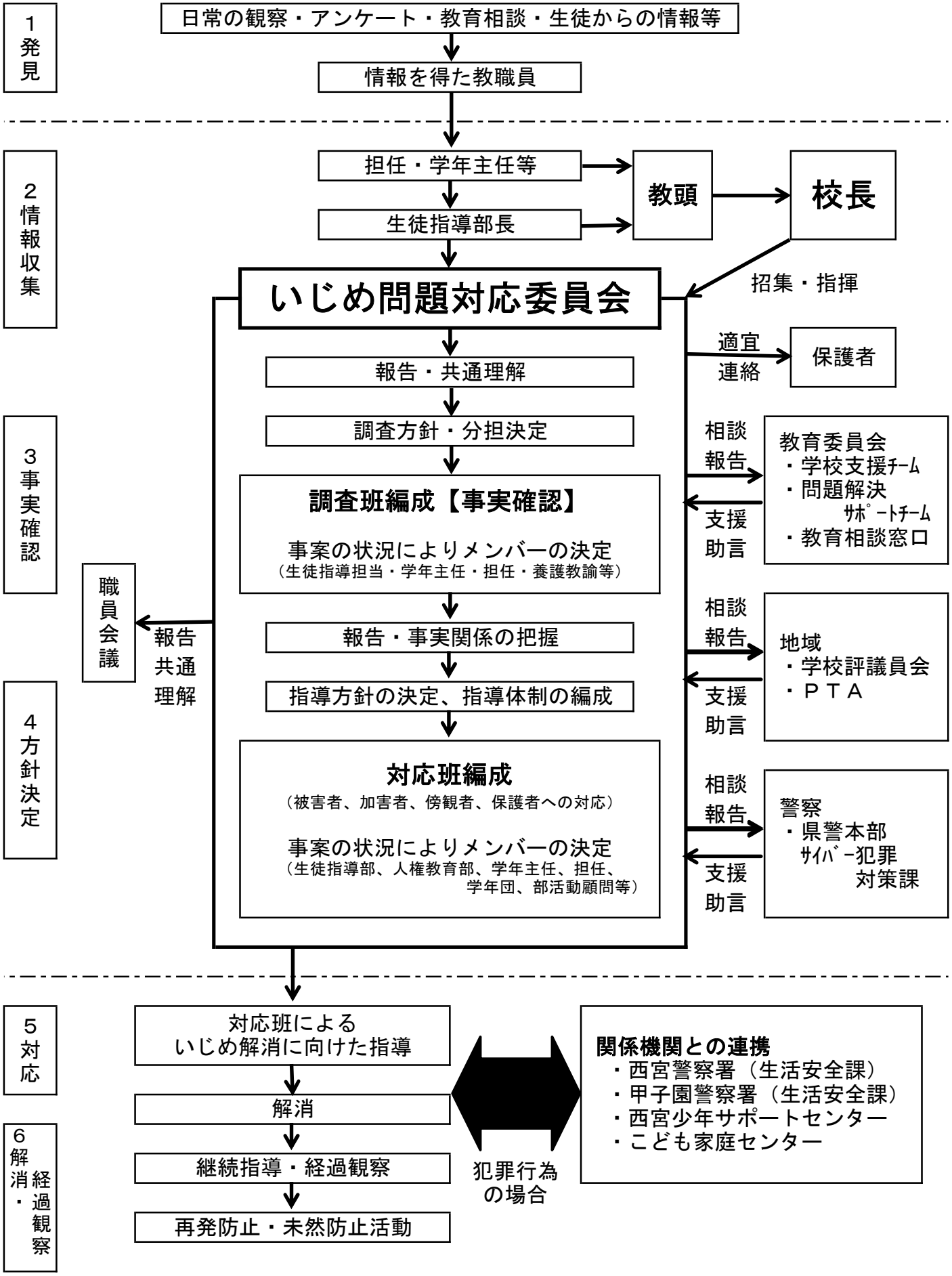
1 発見
日常の観察・アンケート・教育相談・生徒からの情報等
情報を得た教職員
2 情報収集
担任・学年主任等
生徒指導部長
教頭
校長
招集・指揮
いじめ問題対応委員会
適宜連絡
保護者
報告・共通理解
調査方針・分担決定
3 事実確認
調査班編成【事実確認】
事案の状況によりメンバーの決定
（生徒指導担当・学年主任・担任・養護教諭等）
相談報告
支援助言
教育委員会
・学校支援ﾁｰﾑ
・問題解決ｻﾎﾟｰﾄﾁｰﾑ
・教育相談窓口
職員会議
報告共通理解
報告・事実関係の把握
4 方針決定
指導方針の決定、指導体制の編成
地域
・学校評議員会
・ＰＴＡ
対応班編成
（被害者、加害者、傍観者、保護者への対応）
事案の状況によりメンバーの決定
（生徒指導部、人権教育部、学年主任、担任、学年団、部活動顧問等）
警察
・県警本部ｻｲﾊﾞｰ犯罪対策課
5 対応
対応班による
いじめ解消に向けた指導
解消
6 解消・経過観察
継続指導・経過観察
再発防止・未然防止活動
犯罪行為の場合
関係機関との連携
・西宮警察署（生活安全課）
・甲子園警察署（生活安全課）
・西宮少年サポートセンター
・こども家庭センター